

表見法理の帰責構造と「認容」

大学院法学研究科教授 中舎寛樹

1 問題の所在

- ・表見法理；民法94条2項、96条3項、表見代理規定、192条、478条など。
- ・適用範囲および類推適用の範囲が拡大。
- ・法律行為論・意思表示論上、真の権利者・本人への効果帰属根拠は何か。
- ・「帰責性」は要件として確立していない。
- ・その根本的原因：A B間の関係が明確でないことにある。

A ----- B → C

- ・各表見法理について真の権利者・本人と無権利者間の関係を検討。

2 民法94条2項の帰責構造

(1) 民法94条2項の趣旨

- ・旧民法証拠編50条（フランス民法1321条に倣ったもの）
本証書の変更、滅却を目的とする秘密の証書（反対証書（*contre-lettre*））は、それを作成した当事者間でのみ効力を有する。悪意の第三者には対抗できる。
- ・現行民法（1項はドイツ民法117条に倣ったもの）
しかしドイツ民法には、94条2項に相当する規定はない。
- ・起草者の無自覚的な変更によって、94条2項は特別の意味を有する規定となった。
- ・本来ならば、「秘密の意思表示は善意の第三者に対抗できない」という解釈が妥当（順次承継説に連動）。
- ・しかし、現在の通説は、秘密の合意を前提にしない（無としての無効）（法定取得説に連動）。
- ・通説を前提にする限り、帰責根拠は、虚偽の意思表示をしたことそれ自体に求めざるをえない。
- ・ドイツの学説は、認容を根拠に善意の第三者を保護する。
ある事実に対する認識とそのような状態の容認。
自らその事実を作出したか否かは問題ではない。
認容の存否は認定問題。
- ・94条2項における帰責根拠としての「認容」
真の権利者が、虚偽の意思表示がなされていることを認識し、かつ、外形上の権利者が

第三者に対して真の権利者であるかのように振る舞うことを容認していること。

(2) 民法 94 条 2 項類推適用の限界

① 外形自己作出型

A -----> B -----> C

- ・ A の「意思」が要件。
- ・ 作成ではなく、虚偽の登記に対する真の権利者の認容を問題にすべき。

② 外形他人作出型

A -----> B -----> C

- ・ A の「承認」が要件。
- ・ 虚偽の登記名義の存在を知っているだけでは不十分であり、事後的にせよ認容が必要。

③ 意思外形非対応型

A -----> B
 |
 -----> C

- ・ A B 間の「通謀」とそれを基礎とした 110 条類推適用
- ・ 第三者が信頼した外形に対する帰責根拠を問題にすべき（外形他人作出型への吸収）。

④ 外形与因型

A -----> B -----> C

- ・ A の「与因」とそれを補強する 110 条類推適用
- ・ 通謀はない＝その範囲を超える外形の作出を観念できない。
- ・ 他人に与えた権限についての認識はあっても、虚偽の登記が作出されたことについては何らの認識もない。
- ・ 虚偽の登記名義に対する認容を要求すべき。

3 民法 478 条の帰責構造

(1) 民法 478 条の趣旨

- ・ フランス民法 1240 条に倣ったもの。
 - ・ 債権占有（*possession de la créance*）とは、真の債権者ではないが、債権者のように振る舞い、万人から見て債権者のように見える状態をいう。
 - ・ 指名債権でありながら、ごく例外的に、相続や債権譲渡の際に債権者が誰であるかが一時的に不明になる事態がありうることを考慮したもの。
 - ・ 単なる債権証書の持参人や詐称代理人は含まれず、弁済以外の行為にも適用されない。
- ・ 民法の起草者には、規定の趣旨を特に変更する意図はない。
 - ・ 債権者 A 以外の者 B が債権者になったという誤信のみ保護。
 - ・ 指名債権の債権者交代に伴い債権者が誰かが不明になる例外的な場合のみ保護。
 - ・ 債権者の帰責を問題にする要素はない。

(2) 民法 478 条の適用範囲・類推適用の限界

(a) 適用範囲の拡大

① 同一性誤認型（債権者が A である場合に、B を A であると誤認した場合）

- ・ 債権証書や預金通帳と印鑑の持参人
- ・ 債権者が明らかである債権について債権者の同一性の確認を怠ったために生じた主観的な誤認。
- ・ 約款により債務者の注意義務を軽減していた場合にのみ免責される（478 条による免責を正当化できない）。

② 受領権限誤認型（A が債権者であることは誤認していないが、B に債権受領権限があると誤認した場合）

- ・ 詐称代理人
- ・ 金融機関の主観的な誤認 + 債権者の帰責性不問。
- ・ 表見代理の問題として処理すべき。

③ 帰属主体誤認型（債権者が A であるにもかかわらず、B が債権者であると誤認した場合）

- ・ 預金者の認定問題

A -----> B <====> C (弁済)

- ・ 「客観説 + 478 条」による解決でやむなし。

- ・ 債権二重譲渡問題

譲渡人 <====> A
 <====> B <====> C (弁済)

- ・ 債務者の誤認は、まったくの主観的なものにすぎない。
- ・ 対抗要件制度が無意味になる（478 条は適用されるべきでない）。

(b) 類推適用

A B <====> C (貸付)

- ・ 貸付行為の効果帰属が問題になる。
- ・ 金融機関は預金取引開始時には行為名義に関心がない = 預金の処分権限を信頼。

① B が B 名義で C 銀行に預金することを A が了解していた場合

- ・ 金銭の処分権が付与または貸付を認容。
- ・ C が悪意でも B に対する貸付として有効（478 条は問題にならない）。

② 処分権の付与ないし認容がない場合

- ・ 金銭の処分を正当化できない。
- ・ 問題状況は民法 192 条の場合と同様。
- ・ C は担保権を善意取得すると構成すべき。

- ・ 以上のように、民法 478 条の適用・類推適用の拡大は、多様な問題を含んでいる = 478 条

のみで処理するのは妥当でない。

4 表見代理の帰責構造

(1) 表見代理規定の趣旨

- ・判例・通説による理解
 - ・外部授權の否定。
 - ・3か条とも無権代理の問題。
- ・ドイツ民法
 - ・表見代理の規定がない。
 - ・無因性が承認されているが徹底していない。
 - ・これをカバーするために外部授權が認められているがその保護は不十分。
- ・ドイツの学説
 - ・認容代理 (Duldungsvollmacht) の承認。
代理権授与の意思も意識もないが、無権代理行為を認識・認容している場合＝本人の表示責任
 - ・外見代理 (Anseinsvollmacht) の否定的傾向
判例は認めるが、近年の学説は、本人の意識的容認がないとして否定する見解、またはこれを認めつつ、錯誤を認めて、結局は損害賠償の問題にする見解が有力。
- ・わが国でも代理権が存在するとの表示に対する本人の認容を基本にすべき。

①民法 109 条

- ・代理権授与の意図も認識もない場合
- ・危険主義、表示意識など多様な根拠が提示されているが、本人の意識的な認容に基づく表示責任と解する点では一致。

②民法 112 条

- ・通説による限り、本人の帰責根拠は、代理権があるとの権利外観を残置させていたことに求めざるを得ない。
- ・代理権を授与している以上、権利外観の残置を不知という抗弁は成り立たない。
- ・法的には無権代理行為に対する緩やかな認容があったと評価できる。

③民法 110 条

- ・本人の表示責任であると解する説が主張されている。
 - ・越権行為をすることができるような外観を本人が表示した点で 109 条と同質 (過失責任)。
 - ・本人が代理人を使者に用いて代理権授与表示をした場合であり 109 条と同質 (表示の解釈は相手方がその表示をどう受け止めたかを基準とする)。
- ・しかし、過失によって法律行為を成立させることはできない。
- ・相手方を基準として本人の表示意識の有無を解釈することは、越権行為に関する代理

権授与の効果意思も表示意識もないと解する通説の立場と相容れない。

- ・基本代理権ないし基本権限を授与したことが越権行為の原因であるが、その関与度は多様。
- ・代理制度への信頼を確保するために、本人の関与の程度と相手方の正当理由の程度との相関においていずれが越権行為のリスクを負担すべきかを判断するほかない。

(2) 表見代理規定適用の限界

①法定代理に対する表見代理規定の適用

- ・表見代理＝表示責任説は、本人による表示なしとして表見代理の適用を否定する。
- ・しかし、無権代理行為に対して本人が関与する余地があるか否かを問題にすべき。
- ・制限行為能力者制度を絶対視すべきでない。
- ・法定代理にも表見代理規定の適用はありうるとした上で、制限行為能力者保護はその制限要素として考慮すべき。

②本人名義でなされた行為に対する類推適用

- ・他人が本人名義で相手方と法律行為をした場合、判例は表見代理規定を類推適用。
- ・しかし本人であるとの信頼が問題＝本人名義で行為することの認容の有無。
 - ・他人が本人名義で行為することを本人が了解していた場合は、有効な代理行為。
 - ・本人名義の使用を認識・認容していたが、当該行為について了解していない場合は表見代理の類推適用によるべき。

③名義貸しに対する類推適用

- ・行為者は自己の計算で＝自己に法律行為の効果を帰属させるために本人の名義を利用。
- ・本人の意識は、行為者の行為を保証する意思に近い。
- ・本人の認容の内容からすれば、表見代理規定と名板貸（商 14 条、会社 9 条、一般法人 8 条）の類推適用により、連帯責任を負うと構成すべき。
- ・以上のように、表見代理規定における本人の帰責根拠は、無権代理行為に対する本人の認容を基礎としながら、その内容は多様である。

5 表見法理と他人による行為の関係

- ・表見法理における真の権利者・本人の帰責根拠は、無権利者の行為に対する認容であるが、認容の内容は、各表見法理において、また問題となる場面に応じて多様である。
- ・これは、他人による行為が無権限で行われた場合として共通しつつ、目的とされる財産および行為名義によって真の権利者・本人と無権利者との関係が多様であることの現れにほかならない。
- ・従来、表見法理の帰責根拠が明確でなかったのは、他人による行為が権限に基づいてなされた場合と無権限でなされた場合の全体像が明らかでなかったことに原因がある。

①代理人名義の行為

- ・代理で本人が責任を負う根拠は代理権の授与。
- ・表見代理は、無権代理であっても、本人の無権代理行為に対する認容（民 109 条、112 条）または無権代理行為に対する本人の関与と相手方の信頼との相関判断（民 110 条）により、他人による行為の効果をも本人に帰属させる制度。

②本人名義の行為

- ・本人が了解している場合は、有権代理と同様。
- ・本人名義の使用を認識・認容していたが、当該行為について了解していない場合には、表見代理規定の類推適用または表見代理と名板貸しの類推適用によるべき。

③行為者名義の行為

- ・本人の権限付与がある場合には、民法 94 条 2 項。
- ・無権限で行われた場合でも、本人がそのような行為を認容している場合は、94 条 2 項類推適用。

④行為名義に関心なくなされた行為

- ・動産取引がその典型
- ・動産が権限ある他人によって第三者に処分された場合、処分行為は行為者と第三者との間で成立するが、動産の所有権は真の所有者から第三者へ直接移転する。
- ・処分行為が無権限で行われた場合は民法 192 条（所有者と行為者との関係は表面に現れることがない）。
- ・預金取引はこれに類似。
受領権限に関心が抱かれる詐称代理人の場合を除き、動産の場合と同様の法律構成をすべき。

6 結論

- ・表見法理は、他人による行為が無権限で行われた場合における真の権利者・本人への効果帰属法理であり、他人の行為に対する真の権利者・本人の認容を基本的な帰責根拠としている。
- ・認容は、ある事実に対する認識とそのような状態の容認であり、効果意思の発現である意思表示ではなく、自己の行為としての準法律行為でもないが、自覚的な心理状態の対外的発現行為である。
- ・表見法理は、このような認容の法律効果である。
- ・認容の存否は、認定による事実問題である。

以上

《参考》

- 「虚偽表示における当事者の目的（一）・（二・完）」名法 82 号 78 頁（1979 年）、83 号 397 頁（1980 年）
- 「預金者の認定と銀行の免責」名法 97 号 77 頁（1983 年）
- 「表見的債権者と弁済」星野英一編集代表『民法講座 4 債権総論』305 頁（1985 年）
- 「いわゆる『名義貸し』の法律関係」平出慶道ほか編『北澤正啓先生還暦記念・現代株式会社法の課題』383 頁（1986 年）
- 「判例による民法四七八条の類推適用とその拡大」白羽祐三編集代表『神田博司先生追悼・取引保護の現状と課題』85 頁（1989 年）
- 「預金担保貸付と民法四七八条の類推適用の可否」椿寿夫編集代表『担保法の判例Ⅰ』284 頁（1994 年）
- 「預金契約の当事者・表見代理・準占有者に対する弁済」磯村保・河上正二・鎌田薫・中舎寛樹『民法トライアル教室』250 頁（1995 年）
- 「表見代理と民法四七八条の機能的関係」伊藤進教授還暦記念論文集編集委員会編『伊藤進教授還暦記念・民法における「責任」の横断的考察』59 頁（1997 年）
- 「登記と民法 94 条 2 項類推適用」鎌田薫・寺田逸郎・小池信行編『新不動産登記講座 2 巻』155 頁（1998 年）
- 「生命保険会社の契約者貸付と民法四七八条の類推適用」私法判例リマークス 17 号 34 頁（1998 年）
- 「無権利者からの不動産の取得」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅰ』397 頁（1998 年）
- 「取引に関する財産管理人の地位」伊藤進・國井和郎・堀龍兒・新美育文編『椿寿夫教授古稀記念・現代取引法の基礎的課題』201 頁（1999 年）
- 「債権譲渡通知後における譲渡人への弁済と民法四七八条」私法判例リマークス 21 号 38 頁（2000 年）
- 「他人による法律行為と民法九四条の機能」磯村保ほか編『石田喜久夫先生古稀記念・民法学の課題と展望』131 頁（2000 年）
- 「不実の所有権移転登記につき重大な不注意がある所有者と九四条二項・一一〇条の類推適用」私法判例リマークス 34 号 6 頁（2007 年）
- 「民法 94 条の機能」内田貴・大村敦志編『民法の争点（ジュリスト増刊）』65 頁（2007 年）
- 「実体に合致しない登記と善意無過失の第三者」安永正昭・鎌田薫・山野目章夫編『不動産取引判例百選〔第 3 版〕』104 頁（2008 年）
- 「詐称代理人と債権の準占有者」中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅱ債権〔第 6 版〕』72 頁（2009 年）

- 「預金担保貸付けと民法 478 条の類推適用」中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅱ債権〔第 6 版〕』76 頁（2009 年）
- 「預金取引における物権と債権の交錯」平野裕之・長坂純・有賀恵美子編『新美育文先生還暦記念・現代民事法の課題』253 頁（2009 年）
- 『民法総則』（2010 年）
- 「民法一一〇条の表見代理——本人の帰責性と要件枠組み」椿寿夫・伊藤進編『代理の研究』449 頁（2011 年）
- 「表見法理における帰責の構造」名法 242 号 1 頁（2011 年）
- 「無権利者に対する預金の払戻しと不当利得返還請求・損害賠償請求の意義」松浦好治・松川正毅・千葉恵美子編『加賀山茂先生還暦記念・市民法の新たな挑戦』297 頁（2013 年）
- 「表見代理の帰責根拠と『認容』」植木哲編『高森八四郎先生古稀記念・法律行為論の諸相と展開（仮題）』（2013 年）
- 「表見法理の帰責構造と『認容』」民事研修 2013 年 3 月号、4 月号予定（2013 年）

（2013・2・16 現在）

